

令和4年度税制改正 ～どうなる暦年課税贈与の見直し～

令和4年度税制改正において注目されている項目のうち、暦年課税贈与の見直しについて、実施されるのか不透明の状況にあります。政府税制調査会の専門家による議論では、相続・贈与一体課税を支持する声ばかりで、適用開始時期が令和4年度か、それとも令和5年度に先送りされるのかの選択肢しか残されていないとも思われます。

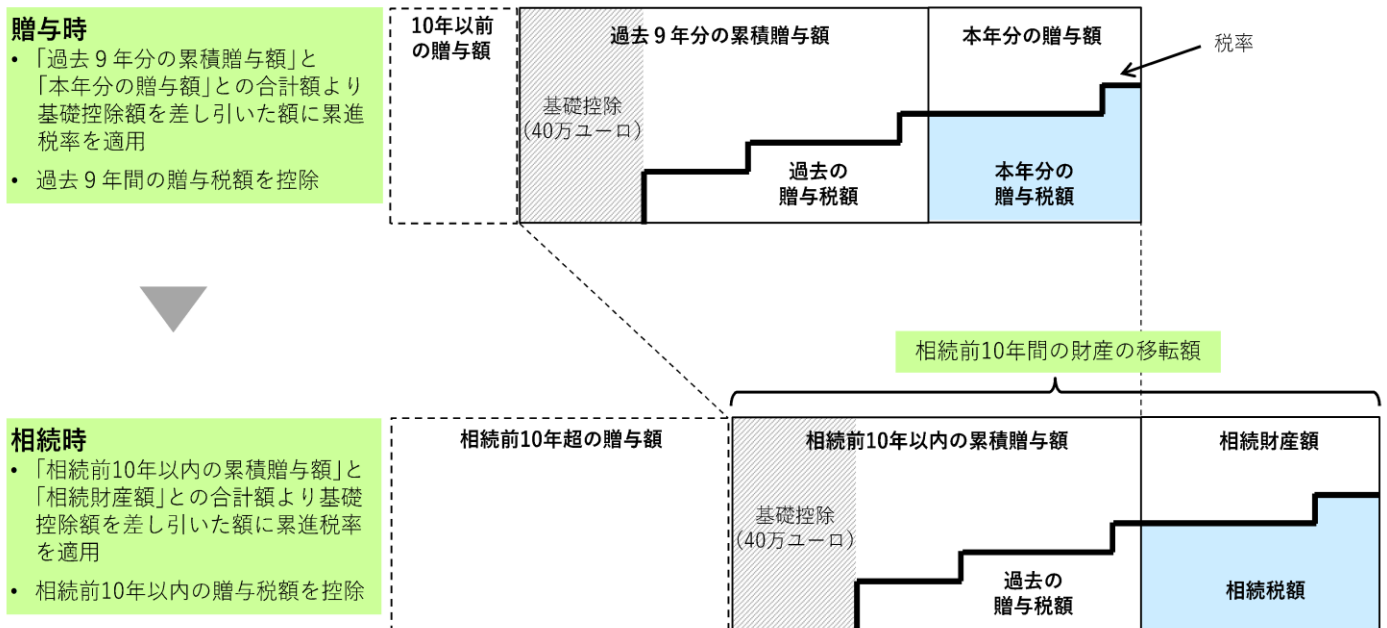
相続・贈与一体課税によって、資産の移転の時期、あるいは回数・金額にかかわらず、納税義務者にとって生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となります。すなわち、すべての財産が相続により移転する場合と、複数回の贈与と相続により移転する場合のいずれでも、税負担が一定となることを資産移転の時期の選択に対して税負担が中立的であると考えられます。

このような制度の下では、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促進され、意図的な税負担の回避も防止されることとなります。

そこで、暦年課税贈与の見直しが実施される場合に、贈与税はどのように計算され、相続財産としてどのように課税されるのかについて、ドイツの課税方式を参考に検討してみることとします。

ドイツの贈与税・相続税は遺産取得課税方式となっています。政府税制調査会で配布された以下の資料によると、ドイツでは、「10年以内に同一の人物から発生した複数の財産上の利得は、最後の取得に以前の取得を当時の価値で加算することにより、合算する」として、贈与時・相続時の双方で、過去10年間の財産の移転額を累積して課税しています。また、ドイツの相続税率は7%~30%（7段階）で、贈与税・相続税で共通となっています。基礎控除額は、配偶者が50万ユーロ、子や代襲相続の孫は40万ユーロとなり、続柄によって基礎控除額が変動します。

このことによって、一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、遺産移転の時期に対して中立的となります。



(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

(出典：政府税制調査会 会議資料)

日本の場合の相続税の基礎控除額は、各人ごとの控除額ではないことから、相続・贈与一体課税を行うとしたら、贈与者(被相続人)と受贈者(相続人)をどこまで紐づけして一体課税の対象とするのかも注目しておかなければなりません。

予想されるのは、直系卑属(子や孫など)に対する生前贈与は、当然に一体課税の対象となるものと思われます。

また、贈与税の基礎控除額も受贈者ごとに定められ、受贈者1人当たり600万円(※)~1,000万円に引き上げられ、贈与税と相続税の税率も共通のものになるかもしれません。(※) 現行制度の贈与税の基礎控除額60万円×10年分。

令和4年度税制改正大綱は、例年どおりであれば12月10日までには公表されますので、暦年贈与課税の改正が盛り込まれるのか注目したいと思います。

(文責：山本和義)